

上河内在宅介護支援センター 指定居宅介護支援事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人正恵会が開設する上河内在宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所における指定居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

- （1）指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- （2）指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- （3）指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅介護事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。
- （4）事業の運営に当たっては、市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、地域包括支援センター、各関連医療機関、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次ぎのとおりとする。

- （1）管理者（介護支援専門員兼務） 1名
管理者は、上河内事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- （2）介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第4条 上河内事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月～金曜日と1月第2、第4及び12月第1、第3土曜日とする。
但し、12月30日～1月3日、上記以外の土曜日、日曜日、については休業日とし、電話での対応とする。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第 5 条 事業所の行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

1 介護支援専門員がその提供に当たる。

(1) 要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。

(2) 居宅サービス計画原案作成にあたり、利用者へは複数のサービス事業所の情報を提供し、サービス事業所について選択を求めることとする。

(3) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス提供事業者その他の者との連絡調整等を行う。

(4) 当該要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合は、介護保険施設への紹介やその便宜の提供を行う。

(5) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項

2 利用者から居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅介護サービス事業者について、位置づけた理由の説明を求められた場合には、その説明を行うものとする。

3 介護支援専門員は、通常、事業所相談室において利用者の相談をうけるものとする。但し、利用者の希望により、利用者の居宅においても行う。

4 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当たっては、所定の課題分析票を用いて行うものとする。

5 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービスなどの担当者による会議 (以下「サービス担当者会議」という) の開催、担当者などへの照会により当該居宅サービス計画原案の内容について、専門的な見地からの意見を求める。

6 介護支援専門員は、第 1 項各号に規定する指定居宅介護支援を行うため、1 月に 1 度以上利用者を訪問し適切なサービスが施行されているか確認するものとする。

7 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴しない。

8 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施エリアから、片道おおむね 5 キロメートル未満 1 0 0 円

(2) 実施エリアから、片道おおむね 5 キロメートル以上については、1 キロメートル毎に 2 0 円を、1 0 0 円に加算した額とする。

9 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 6 条 通常の事業の実施地域は、宇都宮市、さくら市、日光市、塩谷町とする。

(虐待防止対策)

第 7 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果

について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次の 通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上事業所内研修・随時外部研修参加
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に盛り込み、雇用契約を結ぶこととする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人正恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

この規程は、平成20年3月11日から施行する。

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月10日から施行する。

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。